

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成28年4月7日提出
【計算期間】	第6期中（自 平成27年7月8日 至 平成28年1月7日）
【ファンド名】	南アフリカ株ファンド
【発行者名】	キャピタル アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 渡邊 豊彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町1丁目16番1号
【事務連絡者氏名】	小川 いづみ
【連絡場所】	東京都千代田区神田錦町1丁目16番1号
【電話番号】	03-5259-7401
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

1【ファンドの運用状況】

(1)【投資状況】

「南アフリカ株ファンド」

(平成28年2月29日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	28,228,420	75.97
内 南アフリカ	15,008,760	40.39
内 イギリス	11,076,073	29.81
内 スイス	2,143,587	5.77
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	8,926,995	24.03
純資産総額	37,155,415	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

平成28年2月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末日 (平成23年7月7日)	320,635,400	329,811,296	1.0483	1.0783
第2計算期間末日 (平成24年7月9日)	206,325,156	206,325,156	0.8575	0.8575
第3計算期間末日 (平成25年7月8日)	112,181,946	112,181,946	0.9672	0.9672
第4計算期間末日 (平成26年7月7日)	75,585,016	77,492,770	1.1886	1.2186
第5計算期間末日 (平成27年7月7日)	63,263,815	64,878,852	1.1752	1.2052
第6期中間計算期間末日 (平成28年1月7日)	37,296,031	-	0.8012	-
平成27年 2月末日	70,742,963	-	1.3245	-
3月末日	65,734,774	-	1.2584	-
4月末日	69,566,529	-	1.3205	-
5月末日	67,637,400	-	1.2800	-
6月末日	66,277,649	-	1.2292	-
7月末日	61,824,109	-	1.1446	-
8月末日	55,698,646	-	1.0370	-
9月末日	51,092,632	-	0.9526	-
10月末日	54,547,933	-	1.0163	-
11月末日	50,503,560	-	0.9320	-
12月末日	39,684,402	-	0.8536	-
平成28年 1月末日	37,321,318	-	0.7922	-
2月末日	37,155,415	-	0.7814	-

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0300
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0300
第5計算期間	0.0300
平成27年7月8日～平成28年1月7日	-

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1計算期間	7.8
第2計算期間	18.2
第3計算期間	12.8
第4計算期間	26.0
第5計算期間	1.4
平成27年7月8日～平成28年1月7日	31.8

(注) 「収益率」とは、各計算期間ごとに計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た比率をいいます。
収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

2【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1計算期間	1,616,336,225	1,310,472,998	305,863,227
第2計算期間	13,106,761	78,368,330	240,601,658
第3計算期間	20,089,930	144,709,192	115,982,396
第4計算期間	16,999,774	69,390,370	63,591,800
第5計算期間	19,625,477	29,382,698	53,834,579
平成27年7月8日～平成28年1月7日	6,766,941	14,052,219	46,549,301

(注) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

- 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期中間計算期間（平成27年7月8日から平成28年1月7日まで）の中間財務諸表について、監査法人五大による中間監査を受けております。

中間財務諸表

【南アフリカ株ファンド】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第5期計算期間末 (平成27年7月7日現在)	第6期中間計算期間末 (平成28年1月7日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	2,235,366	109,935
コール・ローン	6,445,854	6,643,878
株式	56,946,369	31,894,905
未収入金	2,375,402	-
流動資産合計	68,002,991	38,648,718
資産合計	68,002,991	38,648,718
負債の部		
流動負債		
未払金	1,589,483	-
未払収益分配金	1,615,037	-
未払解約金	137,243	10,481
未払受託者報酬	21,711	17,504
未払委託者報酬	507,702	409,702
その他未払費用	868,000	915,000
流動負債合計	4,739,176	1,352,687
負債合計	4,739,176	1,352,687
純資産の部		
元本等		
元本	53,834,579	46,549,301
剰余金		

中間剰余金又は中間欠損金()	9,429,236	9,253,270
(分配準備積立金)	4,111,774	3,160,773
元本等合計	63,263,815	37,296,031
純資産合計	63,263,815	37,296,031
負債純資産合計	68,002,991	38,648,718

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第5期中間計算期間 (自 平成26年7月8日 至 平成27年1月7日)	第6期中間計算期間 (自 平成27年7月8日 至 平成28年1月7日)
営業収益		
受取配当金	949,584	624,849
受取利息	61,698	21,805
有価証券売買等損益	2,322,454	4,809,952
為替差損益	4,433,005	13,859,500
営業収益合計	3,121,833	18,022,798
営業費用		
受託者報酬	22,372	17,504
委託者報酬	522,864	409,702
その他費用	1,261,767	1,185,398
営業費用合計	1,807,003	1,612,604
営業利益又は営業損失()	1,314,830	19,635,402
経常利益又は経常損失()	1,314,830	19,635,402
中間純利益又は中間純損失()	1,314,830	19,635,402
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	293,624	2,896,012
期首剰余金又は期首欠損金()	11,993,216	9,429,236
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,778,440	388,020
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	1,778,440	388,020
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,353,496	2,331,136
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	3,353,496	2,331,136
中間剰余金又は中間欠損金()	11,439,366	9,253,270

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第5期計算期間 (平成27年7月7日現在)	第6期中間計算期間 (平成28年1月7日現在)
1. 期首元本額	63,591,800円	53,834,579円
期中追加設定元本額	19,625,477円	6,766,941円
期中一部解約元本額	29,382,698円	14,052,219円
2. 受益権の総数	53,834,579口	46,549,301口
3. 元本の欠損		中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は9,253,270円であります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第5期中間計算期間 (自平成26年7月8日 至平成27年1月7日)	第6期中間計算期間 (自平成27年7月8日 至平成28年1月7日)
1. その他費用の内訳	主に、印刷費用900,000円及びカストディフィー 199,767円であります。	主に、印刷費用753,000円及びカストディフィー 270,398円であります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期計算期間及び 第6期中間計算期間
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませ

2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(デリバティブ取引等に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
市場価格その他当該取引に係わる価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第5期計算期間 (平成27年7月7日現在)	第6期中間計算期間 (平成28年1月7日現在)
1口当たり純資産額	1.1752円	0.8012円
(1万口当たり純資産額)	(11,752円)	(8,012円)

4【委託会社等の概況】（平成28年2月末日現在）

(1)【資本金の額】

資本金の額
280百万円
会社が発行する株式総数
40,000株
発行済株式総数
8,705株
過去5年間における資本金の増減
該当事項はありません。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っております。

平成28年2月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類		本数	純資産総額	
公募	追加型	株式投資信託	25本	18,804百万円

（親投資信託を除く）

(3)【その他】

訴訟事件その他重要事項

（係争事件）

平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）による報酬支払履行の訴状（訴状日付け平成25年3月29日）が東京地方裁判所より送達されました。

当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め の解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額529,457千円の支払いを要求してきたものであります。

東京地方裁判所は、平成26年10月17日付けで平成26年3月28日までの期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士報酬の総額466,365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払いを命じる判決を言い渡しました。当社は、この判決を不服とし、判決の取消を求め、平成26年10月29日に東京高等裁判所に控訴し、係争中であります。第1審（東京地方裁判所）の判決に対し、平成24年8月7日付けの投資顧問契約解除の有効性についての追加の主張及び証拠の補強等により、当社の正当性を訴えております。

なお、上記契約解除日前日までの助言報酬については、既に費用として未払計上しており、将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断しております。

5【委託会社等の経理状況】

1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条および第57条の規定

に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- 2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表並びに中間会計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人五大により監査及び中間監査を受けております。

1 財務諸表

(1) [貸借対照表]

区分	注記 番号	前事業年度 (平成26年3月31日現在)		当事業年度 (平成27年3月31日現在)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1			52,057		22,360
2			44,389		42,763
3			119,888		2,445
4			421		138
5			140		-
6			13,913		7,823
7			1,857		2,011
8			1		502
流動資産合計			232,668		78,045
固定資産					
1	1		6,347		5,931
(1) 建物		2,873		2,491	
(2) 器具備品		3,473		3,440	
2			26,022		19,540
(1) 電話加入権		52		52	
(2) ソフトウェア		13,934		7,452	
(3) ソフトウェア仮勘定		12,035		12,035	
3			368,000		665,881
(1) 投資有価証券		278,100		214,775	
(2) 敷金		5,704		5,560	
(3) 供託金		84,194		-	
(4) 差押債権		-		445,545	
固定資産合計			400,370		691,353
資産合計			633,038		769,398
(負債の部)					
流動負債					
1	3		85,565		95,326
2	3		18,582		20,855
3	3		80,716		65,523
4			31,105		10,600
5			7,500		7,500
6			17,739		4,720
7			1,768		1,992
流動負債合計			242,978		206,518
固定負債					
1			5,071		4,128
繰延税金負債					

区分	注記 番号	前事業年度 (平成26年3月31日現在)	当事業年度 (平成27年3月31日現在)
		金額(千円)	金額(千円)
固定負債合計		5,071	4,128
負債合計 (純資産の部)		248,049	210,647
株主資本			
1 資本金		280,000	280,000
2 資本剰余金		55,251	55,251
(1) 資本準備金	55,251		55,251
3 利益剰余金		40,579	214,845
(1) その他利益剰余金 繰越利益剰余金	40,579		214,845
株主資本合計		375,830	550,096
評価・換算差額等			
1 その他有価証券評価差額金		9,158	8,654
評価・換算差額等合計		9,158	8,654
純資産合計		384,989	558,750
負債及び純資産合計		633,038	769,398

(2) [損益計算書]

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
		金額(千円)	金額(千円)
営業収益			
1 委託者報酬		1,139,538	707,212
2 運用受託報酬		138,149	43,571
3 商品投資顧問料		1,096	725
4 その他営業収益		5,097	8,688
営業収益合計		1,283,881	760,197
営業費用			
1 支払手数料	1	410,767	266,451
2 広告宣伝費		43	-
3 調査費		32,686	23,851
4 委託計算費		66,245	18,788
5 営業雑経費		8,232	21,368
(1) 通信費		1,974	1,567
(2) 協会費		2,013	1,991
(3) 印刷費		4,244	17,809
営業費用合計		517,974	330,460
一般管理費			

1 給料		91,795		100,310
(1) 役員報酬	26,910		30,240	
(2) 給料・手当	47,732		53,130	
(3) 賞与	8,465		7,690	
(4) 賞与引当金繰入額	7,500		7,500	
(5) 法定福利費	1,187		1,750	
2 旅費交通費		1,196		1,686
3 租税公課		4,273		5,720
4 不動産賃借料		12,142		12,471
5 減価償却費		7,329		8,068
6 業務委託費	1	206,904		104,642
7 その他一般管理費		38,049		36,904
一般管理費合計		361,692		269,803
営業利益		404,215		159,933
営業外収益				
1 投資有価証券利息		140		140
2 受取利息		6		7
3 受取配当金		4,706		20,133
4 為替差益		36		-
5 雑収入		12		2
営業外収益合計		4,901		20,283
営業外費用				
1 為替差損		-		281

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
		金額(千円)	金額(千円)
2 雑損失		209	147
営業外費用合計		209	428
経常利益		408,907	179,788
特別利益			
1 投資有価証券売却益		-	11,236
2 投資有価証券償還益		-	1,431
特別利益合計		-	12,668
特別損失			
1 投資有価証券売却損		245	-
2 投資有価証券償還損		-	591
3 減損損失		-	859
4 その他		3	25
特別損失合計		248	1,475
税引前当期純利益		408,659	190,980
法人税、住民税及び事業税		29,531	16,715

法人税等調整額			-		-
当期純利益			379,127		174,265

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算 差額等
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金
		資本準備金	その他資本 剰余金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金			
当期首残高	280,000	75,251	2,672	273,220	-	84,703	3,432
当期変動額							
当期純利益				379,127		379,127	
資本準備金の振替		20,000	20,000			-	
自己株式の取得					88,000	88,000	
自己株式の消却			22,672	65,327	88,000	-	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）						-	12,590
当期変動額合計	-	20,000	2,672	313,800	-	291,127	12,590
当期末残高	280,000	55,251	-	40,579	-	375,830	9,158

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算 差額等
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金			
当期首残高	280,000	55,251	-	40,579	375,830	9,158	
当期変動額							
当期純利益				174,265	174,265		

株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）					-	504
当期変動額合計	-	-	-	174,265	174,265	504
当期末残高	280,000	55,251	-	214,845	550,096	8,654

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く。） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 15年 器具備品 4年～5年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く。） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>
3 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成26年3月31日現在)	当事業年度 (平成27年3月31日現在)
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 676千円</p> <p>器具備品 9,335千円</p> <p>2. 投資有価証券のうち、国債10,490千円を宅地建物取引業に係る営業保証金として供託しております。</p> <p>3. 関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。</p> <p>未払代行手数料 9,296千円</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,058千円</p> <p>器具備品 10,725千円</p> <p>2. 投資有価証券のうち、国債10,397千円を宅地建物取引業に係る営業保証金として供託しております。</p> <p>3. 関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。</p> <p>未払金 7,189千円</p> <p>未払代行手数料 7,254千円</p> <p>未払費用 64,171千円</p>

4. ファンド運用に係る助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）の助言サービス内容が不的確であったことにより当社が支払を留保している助言報酬に関し、助言会社から申し立てられた当社債権の仮差押えについての東京地方裁判所の仮差押え決定金額に係る東京法務局への供託金であります（6.偶発債務の注記参照）。

5. 注記6.偶発債務（係争事件）に記載の係争事件について、平成26年10月17日付けの東京地方裁判所の判決に仮執行宣言が付与されていたため、ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社は強制執行手続を行い、平成26年12月10日付けで東京地方裁判所から当社が有する債権を対象とする債権差押及び転付命令（総額502,942千円）が送達されました。当該債権差押及び転付命令の対象となった債権のうち東京法務局に対する供託金及び支払期の到来した委託者報酬債権について差押債権として計上しております。なお、このほかに当事業年度末日後に支払期の到来する委託者報酬請求権57,397千円が、当該債権差押及び転付命令の対象となっております。

6. 偶発債務

（係争事件）

平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）により総額370,419千円（平成26年5月23日付け、訴えの変更申立書による訴額529,457千円）の報酬支払履行の訴状（訴状日付け平成25年3月29日）が東京地方裁判所より送達されました。

当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬および成功報酬の支払いについても要求してきたものであり、現在、係争中であります。

上記解除通知日前日までの助言報酬については、既に費用として未払計上しており、現時点において将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断しております。

6. 偶発債務

（係争事件）

平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）による報酬支払履行の訴状（訴状日付け平成25年3月29日）が東京地方裁判所より送達されました。

当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額529,457千円の支払いを要求してきたものであります。

東京地方裁判所は、平成26年10月17日付けで平成26年3月28日までの期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士報酬の総額466,365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払いを命じる判決を言い渡しました。当社は、この判決を不服とし、判決の取消を求め、平成26年10月29日に東京高等裁判所に控訴し、係争中であります。第1審（東京地方裁判所）の判決に対し、平成24年8月7日付けの投資顧問契約解除の有効性についての追加の主張及び証拠の補強等により、当社の正当性を訴えております。

なお、上記契約解除日前日までの助言報酬については、既に費用として未払計上しており、将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断しております。

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。
支払手数料 272,989千円	支払手数料 174,378千円
業務委託費 182,626千円	

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,705	-	-	8,705

優先株式	1,600	-	1,600	-
合計	10,305	-	1,600	8,705

（注）優先株式の株式数の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
自己株式				
優先株式	-	1,600	1,600	-
合計	-	1,600	1,600	-

（注1）優先株式の株式数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

（注2）優先株式の株式数の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものであります。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,705	-	-	8,705
合計	8,705	-	-	8,705

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当事業年度においては増資による資金調達は行っておりません。また、当事業年度において銀行借入れによる調達も行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は、主として契約により規定され、受託銀行において分別保管されている信託財産から支払われる委託者報酬の未収分の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、経営方針に基づき投資及び売却を行っており、外貨運用も含まれるため、為替の変動リスクおよび価格の変動リスクにも晒されています。

（3）金融商品にかかるリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社における契約履行者は、受託銀行において分別保管されている信託財産であり、営業債権については、受託銀行とともに、取引先ごとに期日および残高管理をしております。信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や時価などの変動リスク）の管理

投資有価証券は、有価証券投資に関する基本方針に基づき、経営会議の決議により投資が行われ、為替の変動リスクおよび価格の変動リスクについては、月次ベースで管理されています。

資金調達にかかる流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、銀行借入による資金調達を行っておらず、親会社を含めた投資家からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に関する的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動原因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することはあり得ます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前事業年度(平成26年3月31日)

(単位:千円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	52,057	52,057	-
(2) 未収委託者報酬	44,389	44,389	-
(3) 未収運用受託報酬	119,888	119,888	-
(4) 未収その他報酬	421	421	-
(5) 立替金	13,913	13,913	-
(6) 投資有価証券	278,100	278,100	-
(7) 敷金	5,704	5,185	519
資産計	514,475	513,955	519
(1) 未払金	85,565	85,565	-
(2) 未払代行手数料	18,582	18,582	-
(3) 未払費用	80,716	80,716	-
(4) 未払法人税等	31,105	31,105	-
(5) 未払消費税等	17,739	17,739	-
(6) 預り金	1,768	1,768	-
負債計	235,478	235,478	-

当事業年度(平成27年3月31日)

(単位:千円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	22,360	22,360	-
(2) 未収委託者報酬	42,763	42,763	-
(3) 未収運用受託報酬	2,445	2,445	-
(4) 未収その他報酬	138	138	-
(5) 立替金	7,823	7,823	-
(6) 投資有価証券	214,775	214,775	-
(7) 敷金	5,560	5,205	355
資産計	295,867	295,511	355

(1) 未払金	13,319	13,319	-
(2) 未払代行手数料	20,855	20,855	-
(3) 未払費用	147,530	147,530	-
(4) 未払法人税等	10,600	10,600	-
(5) 未払消費税等	4,720	4,720	-
(6) 預り金	1,992	1,992	-
負債計	199,018	199,018	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及および投資有価証券に関する事項

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収その他報酬、立替金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券

主に取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

敷金

合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しております。

未払金、未払代行手数料、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額 (単位:千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
供託金	84,194	-
差押債権	-	445,545
合計	84,194	445,545

供託金及び差押債権については、正確に将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成26年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	52,057	-	-	-
未収委託者報酬	44,389	-	-	-
未収運用受託報酬	119,888	-	-	-
未収その他報酬	421	-	-	-
立替金	13,913	-	-	-
投資有価証券 (その他有価証券)				
国債	-	10,000	-	-
合計	230,669	10,000	-	-

当事業年度(平成27年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	22,360	-	-	-
未収委託者報酬	42,763	-	-	-
未収運用受託報酬	2,445	-	-	-
未収その他報酬	138	-	-	-
立替金	7,823	-	-	-
投資有価証券 (その他有価証券)				
国債	-	10,000	-	-
合計	75,531	10,000	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度(平成26年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	10,490	10,089	401
	(3) その他	234,591	216,884	17,706
	小計	245,081	226,973	18,107
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	24,242	26,897	2,654
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	8,776	10,000	1,224
	小計	33,018	36,897	3,878
計		278,100	263,870	14,229

当事業年度(平成27年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	10,397	10,089	308
	(3) その他	164,974	150,005	14,968
	小計	175,372	160,094	15,277
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	25,373	26,897	1,523
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	14,029	15,000	971
	小計	39,402	41,897	2,494
計		214,775	201,991	12,783

(注) 減損処理にあたっては、事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位: 千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	4,755	-	245
計	4,755	-	245

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位: 千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	96,767	11,236	-
計	96,767	11,236	-

(税効果会計関係)

項目	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

	単位：千円	単位：千円
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳	繰延税金資産	繰延税金資産
	賞与引当金	賞与引当金
	未払事業税	未払事業税
	未払費用	その他
	繰越欠損金	繰延税金資産小計
	その他	評価性引当額
	繰延税金資産小計	繰延税金資産合計
	評価性引当額	繰延税金負債
	繰延税金資産合計	投資有価証券評価差額金
	繰延税金負債	繰延税金負債合計
	投資有価証券評価差額金	
繰延税金負債合計		
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	法定実効税率	法定実効税率
	(調整)	(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
	住民税均等割	住民税均等割
	評価性引当額の減少額	評価性引当額の減少額
	その他	その他
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率
3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	-	<p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。この税率変更による影響は軽微であります。</p>

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAM ベトナムファンド	946,552	投資運用業

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAM ベトナムファンド	473,276	投資運用業

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	キャピタル・パートナーズ証券㈱	東京都中央区	2,950	金融商品取扱会社	(被所有) 直接 76.7	業務受託	証券代 hands 手数料の支払 (注1)	271,848	未払代 hands 手数料	9,296
							業務委託費の支払 (注2)	182,626	-	-
							経営指導料の支払 (注2)	30,000	-	-
							不動産賃借 (注3)	12,142	敷金	5,704

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	キャピタル・パートナーズ証券㈱	東京都中央区	1,000	金融商品取扱会社	(被所有) 直接 88.5	業務受託	証券代 hands 手数料の支払 (注1)	174,378	未払代 hands 手数料	7,254
							業務委託費の支払 (注2)	73,484	未払費用	64,171
							経営指導料の支払 (注2)	30,000	-	-
							不動産賃借 (注3)	12,443	敷金	5,560

取引金額には消費税等は含んでおりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格およびその他の条件を決定しております。

(注2) 提供を受ける業務内容に基づき、交渉のうえ価格等を決定しております。

(注3) 使用面積割合等に基づき、価格等の取引条件を決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

キャピタル・パートナーズ証券株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	44,226円22銭	64,187円35銭
1株当たり当期純利益	43,552円88銭	20,019円03銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注1) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

(単位：千円)

項目	前事業年度 平成26年3月31日	当事業年度 平成27年3月31日
貸借対照表の純資産の部の合計額	384,989	558,750
普通株式以外に帰属する純資産合計額	-	-
普通株式に係る当事業年度末の純資産額	384,989	558,750
普通株式の当事業年度末株式数(株)	8,705	8,705

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

(単位：千円)

項目	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
損益計算書上の当期純利益	379,127	174,265
普通株式以外に帰属する純利益	-	-
普通株式に係る当期純利益	379,127	174,265
普通株式の当期平均株式数(株)	8,705	8,705

中間財務諸表等

1 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		当中間会計期間末 (平成27年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
流動資産			
1 現金及び預金			16,583
2 未収委託者報酬			45,167
3 未収収益			2,173
4 立替金			8,785
5 前払費用			2,214
6 その他			572
流動資産合計			75,496
固定資産			
1 有形固定資産	1		5,177
(1) 建物		2,325	
(2) 器具備品		2,851	
2 無形固定資産			15,794
(1) 電話加入権		52	
(2) ソフトウエア		15,742	
3 投資その他の資産			657,762
(1) 投資有価証券	2	173,429	

(2) 敷金		5,932	
(3) 差押債権	3	478,400	
固定資産合計			678,734
資産合計			754,231

		当中間会計期間末 (平成27年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(負債の部)			
流動負債			
1 未払金			85,916
2 未払費用			88,584
3 未払法人税等			6,781
4 賞与引当金			6,000
5 預り金			2,685
6 その他	4		751
流動負債合計			190,718
負債合計			190,718
(純資産の部)			
株主資本			
1 資本金			280,000
2 資本剰余金			55,251
(1) 資本準備金		55,251	
3 利益剰余金			233,925
(1) その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		233,925	
株主資本合計			569,176
評価・換算差額等			
1 その他有価証券評価差額金			5,663
評価・換算差額等合計			5,663
純資産合計			563,513
負債及び純資産合計			754,231

(2) 中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
営業収益			
1 委託者報酬			219,601
2 運用受託報酬			13,599
3 商品投資顧問料			132
4 その他営業収益			70
営業収益合計			233,403
営業費用			
1 支払手数料			104,085
2 調査費			12,518
3 委託計算費			10,324
4 営業雑経費			7,301
(1) 通信費		630	
(2) 協会費		921	
(3) 印刷費		5,750	

営業費用合計		134,230
一般管理費		
1 給料		53,717
(1) 役員報酬	19,890	
(2) 給料・手当	25,764	
(3) 賞与	720	
(4) 賞与引当金繰入額	6,000	
(5) 法定福利費	1,342	
2 旅費交通費		2,348
3 租税公課		1,682
4 不動産賃借料		6,711
5 減価償却費	1	3,431
6 業務委託費		6,011
7 その他一般管理費		7,761
一般管理費合計		81,664
営業利益		17,508

		当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
営業外収益			
1 受取利息			1
2 受取配当金			4,330
3 有価証券利息			70
4 雑収入			1
営業外収益合計			4,403
営業外費用			
1 為替差損			84
営業外費用合計			84
経常利益			21,827
特別利益			
1 投資有価証券売却益			5,250
特別利益			5,250
特別損失			
1 固定資産除却損			1,337
特別損失合計			1,337
税引前中間純利益			25,740
法人税、住民税及び事業税			6,660
中間純利益			19,079

[注記事項]
(重要な会計方針)

項目	当中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)
1 有価証券の評価基準および評価方法	<p>(1) その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く。) 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 15年 器具備品 4年～5年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く。) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p>
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成27年 9月30日)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。

建物	1,224千円
器具備品	7,912千円

2. 投資有価証券のうち、国債10,340千円を宅地建物取引業に係る営業保証金として供託しております。
3. 注記5.偶発債務（係争事件）に記載の係争事件について、平成26年10月17日付けの東京地方裁判所の判決に仮執行宣言が付与されていたため、ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社は強制執行手続を行い、平成26年12月10日付けで東京地方裁判所から当社が有する債権を対象とする債権差押及び転付命令（総額502,942千円）が送達されました。当該債権差押及び転付命令の対象となった債権のうち東京法務局に対する供託金及び支払期の到来した委託者報酬債権について差押債権として計上しております。
- なお、このほかに当中間会計期間末日後に支払期の到来する委託者報酬請求権14,349千円が、当該債権差押及び転付命令の対象となっております。
4. 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。
5. 偶発債務

（係争事件）

平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）による報酬支払履行の訴状（訴状日付け平成25年3月29日）が東京地方裁判所より送達されました。

当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額529,457千円の支払いを要求してきたものであります。

東京地方裁判所は、平成26年10月17日付けで平成26年3月28日までの期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士報酬の総額466,365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払いを命じる判決を言い渡しました。当社は、この判決を不服とし、判決の取消を求め、平成26年10月29日に東京高等裁判所に控訴し、係争中であります。第1審（東京地方裁判所）の判決に対し、平成24年8月7日付けの投資顧問契約解除の有効性についての追加の主張及び証拠の補強等により、当社の正当性を訴えております。

なお、上記契約解除日前日までの助言報酬については、既に費用として未払計上しており、将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
1. 減価償却費の内容は次の通りであります。	
有形固定資産減価償却費額	915千円
無形固定資産減価償却費額	2,515千円

（金融商品関係）

当中間会計期間末(平成27年9月30日)

金融商品の時価などに関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	16,583	16,583	
(2) 未収委託者報酬	45,167	45,167	
(3) 未収収益	2,173	2,173	

(4)立替金	8,785	8,785	
(5)投資有価証券	173,429	173,429	
(6)敷金	5,932	5,932	-
資産計	252,072	252,072	-
(1)未払金	85,916	85,916	
(2)未払費用	88,584	88,584	
(3)未払法人税等	6,781	6,781	
(4)預り金	2,685	2,685	
負債計	183,967	183,967	

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収収益、(4)立替金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(5)投資有価証券

投資信託は基準価額、その他は取引金融機関等から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(6)敷金

敷金は、当事業年度中に返還される見込みであることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払金、(2)未払費用、(3)未払法人税等、(4)預り金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

差押債権(中間貸借対照表計上額 478,400千円)については、正確に将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあり得ます。

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成27年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表価額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式			
	(2)債券	10,340	10,089	251
	(3)その他	56,701	54,264	2,437
	小計	67,042	64,353	2,688

中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	22,972	26,897	3,924
	(2) 債券			
	(3) その他	83,415	87,842	4,427
	小計	106,387	114,739	8,352
合計		173,429	179,092	5,663

(注) 減損処理にあたっては、中間会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. サービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAM ベトナムファンド	83,778	投資運用業

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり純資産額	64,734円46銭
1株当たり当中間会計期間純利益	2,191円82銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当中間会計期間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1. 1株当たり当中間会計期間純資産額の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	563,513
普通株式に係る当中間会計期間末の純資産額(千円)	563,513
普通株式の当中間会計期間末株式数(株)	8,705

2. 1株当たり当中間会計期間純利益の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
----	--

中間損益計算書上の当中間会計期間純利益(千円)	19,079
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る当中間会計期間純利益(千円)	19,079
普通株式の当中間会計期間中平均株式数(株)	8,705

独立監査人の監査報告書

平成27年6月26日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員 公認会計士 宮村 和哉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

注記事項の偶発債務に記載されているとおり、平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザーズ・リミテッド社（以下、助言会社）による報酬支払履行の訴状が東京地方裁判所より送達された。会社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しており、助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額529,457千円の支払いを要求してきたものである。東京地方裁判所は、平成26年10月17日付けで、平成26年3月28日までの期間に係る助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額466,365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払いを命じる判決を言い渡したが、会社は、この判決を不服とし、平成26年10月29日に東京高等裁判所に控訴し、係争中である。会社は、第1審の判決に対し、投資顧問契約解除の有効性についての追加の主張及び証拠の補強等により正当性を訴えている。会社は、上記契約解除日までの助言報酬については既に費用として未払計上しており、将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月25日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員 公認会計士 宮村 和哉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタルアセットマネジメント株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

注記事項の偶発債務に記載されているとおり、平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザーズ・リミテッド社（以下、助言会社）による報酬支払履行の訴状が東京地方裁判所より送達された。会社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しており、助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額529,457千円の支払いを要求してきたものである。東京地方裁判所は、平成26年10月17日付けで、平成26年3月28日までの期間に係る助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額466,365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払いを命じる判決を言い渡したが、会社は、この判決を不服とし、平成26年10月29日に東京高等裁判所に控訴し、係争中である。会社は、第1審の判決に対し、投資顧問契約解除の有効性についての追加の主張及び証拠の補強等により正当性を訴えている。会社は、上記契約解除日までの助言報酬については既に費用として未払計上しており、将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年3月11日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員 公認会計士 宮村 和哉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている南アフリカ株ファンドの平成27年7月8日から平成28年1月7日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、南アフリカ株ファンドの平成28年1月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年7月8日から平成28年1月7日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

キャピタル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

